

第3号様式（第7条関係）

会 議 録

審議会等の名称	令和3年度 第2回富士市入札監視委員会																						
庶務を担当する部課等	財政部 契約検査課 内線番号（2787）																						
会議の開催の日時	令和4年1月11日（火） 午後1時30分～午後3時30分																						
会議の開催の場所	富士市消防防災庁舎3階 作戦指令室																						
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札監視委員会委員 （Web）田中聡、山本睦、長橋順、渡邊里香、（対面）畔村勇次 ・ 工事担当者、事務局 																						
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注工事入札契約手続の運用状況報告について 2 案件抽出審議について 																						
配付資料	令和3年度 第2回富士市入札監視委員会 次第、審議書																						
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に畔村委員に依頼済み ・ 令和3年4月1日～令和3年9月30日までに市が発注した208件の工事に係る入札契約手続きの運用状況報告 ・ 入札参加資格停止等2件の運用状況報告 ・ 抽出案件6件についての審議 																						
審議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注工事入札契約手続きの運用について特に意見はなかった。 ・ 入札参加資格停止等の運用について特に意見はなかった。 ・ 指定委員が抽出した、下記案件について審議を行った。 ・ 特に不適切な点はなかったが、改善要望があったため検討する。（審議内容については別紙のとおり。） <p><抽出案件></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 60%;">工 事 名</th> <th style="width: 30%;">入札契約方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>今井三丁目3号線歩道橋整備工事</td> <td>一般競争</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和3年度 富士市環境クリーンセンター解体工事</td> <td>一般競争</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>今泉三丁目地先道路ほか配水管布設替工事</td> <td>一般競争</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>富士市産業交流展示場屋上防水工事</td> <td>一般競争</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>八王子沖田87-2-1号線管路新設工事</td> <td>指名競争</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>令和3年度 八王子沖田252-18-1号線ほか管路新設工事</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工 事 名	入札契約方式	1	今井三丁目3号線歩道橋整備工事	一般競争	2	令和3年度 富士市環境クリーンセンター解体工事	一般競争	3	今泉三丁目地先道路ほか配水管布設替工事	一般競争	4	富士市産業交流展示場屋上防水工事	一般競争	5	八王子沖田87-2-1号線管路新設工事	指名競争	6	令和3年度 八王子沖田252-18-1号線ほか管路新設工事	随意契約
No.	工 事 名	入札契約方式																					
1	今井三丁目3号線歩道橋整備工事	一般競争																					
2	令和3年度 富士市環境クリーンセンター解体工事	一般競争																					
3	今泉三丁目地先道路ほか配水管布設替工事	一般競争																					
4	富士市産業交流展示場屋上防水工事	一般競争																					
5	八王子沖田87-2-1号線管路新設工事	指名競争																					
6	令和3年度 八王子沖田252-18-1号線ほか管路新設工事	随意契約																					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再苦情等が寄せられた場合は臨時会議を開催する。 																						

(別紙) 抽出案件の審議内容

抽出事案1 今井三丁目3号線歩道橋整備工事

	質疑	応答
質問1	1度目の入札で全者辞退した理由はなにか。	入札参加者に辞退理由の詳細確認を行ったところ、ほかの工事受注により配置可能な技術者が不在となった、歩道橋の製作工場を見つけることができなかった等の理由で辞退したとのことであった。
質問2	2度目の入札参加要件を市内業者から県内業者とした理由はなにか。	1度目の入札参加業者への調査結果より、市内業者による入札参加の可能性は低いと判断し、2度目の入札参加要件は県内まで広げることとした。
質問3	2度目の入札参加要件を市内から県内へ変更したにもかかわらず、応札が1者であった理由はなにか。	本案件は、線路をまたぐ工事であるため、JRとの調整が必要になること、また、工事が長期間に及ぶことから、技術者の拘束が懸念されるため入札参加を敬遠したものとする。 また、応札業者は橋梁工事を専門としているため本工事は得意分野であり、自社で歩道橋製作できる工場も保有していることから採算が取れると判断したと考える。
質問4	発注時期は繁忙期であったか。	1度目は早期発注であったため繁忙期ではなかった。
審議結果	適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案2 令和3年度 富士市環境クリーンセンター解体工事

	質疑	応答
質問1	調査基準価格未満の入札業者が6者中2者であるが、予定価格は適正であったか。	予定価格は、6者からの見積徴取により最安値を採用し、経費は積算基準に則り算定した。 また、調査基準価格の算出は国が定めた計算式を用いるため適正価格であったと考える。
質問2	予定価格は見積最安値を採用しているが、予定価格を下回る入札があった理由はなにか。	予定価格算定のために徴する見積りは、経費等を削減しない標準的な金額で見積り、実際の入札において、見積りをさらに精査し経費等を圧縮したうえで入札していると考え。
質問3	見積依頼業者はどのような経緯で決定したのか。	全国で類似工事の実績のある業者を調査し、その中で県内に入札参加登録のある12者を確認し、全てに見積依頼したところ徴取できたのは6者であった。
質問4	見積徴取業者は未徴取業者と比較し入札が有利ではないか。	見積徴取業者と未徴取業者で差が生じると考えるが、今回の入札に参加した見積未徴取業者は、見積依頼時点で、入札参加未登録であり、見積依頼後に本市の入札参加登録の申請を行い入札参加しているためやむを得ないものと考え。
質問5	落札候補者への低入札価格調査はどのような結果であったか。	調査を行った結果、低入札の原因は直接工事費と一般管理費の価格が抑えられていたことであった。直接工事費は、下請予定業者からの見積を基に算出しており、下請予定業者とともに作業方法の検討を行い、作業効率化をすることでコストを縮減していくとのことであり、下請業者にしわ寄せがいかないことを確認した。
質問6	本案件の契約は議会の承認を得たとのことであるが、議会からどのような質問があったのか。	金額については特に質問なかったが、下請は市内業者に依頼してほしいとの意見があった。
質問7	実際に工事の下請は市内業者であるのか。	市内の解体業者が配置されている。市内業者と全国規模の解体業者から見積を徴取し、市内業者の方が、運搬費や人件費が低コストであったため、下請は市内業者に依頼したとのことであった。
質問8	入札が終わってから下請業者へ依頼をするのか	入札が終わってから下請業者へ依頼する。
審議結果	適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案3 今泉三丁目地先道路ほか配水管布設替工事

	質問	回答
質問1	落札業者の評価値が応札業者の中で一番低い落札となった理由はなにか。	入札参加者は3者であったが、予定価格以下で応札した業者は1者のみであり、偶然評価値が一番低い業者であった。
質問2	落札率が100%であった理由はなにか。	本案件は、一般的な水道管工事であるため、予定価格の高精度な推測が可能であり、参加業者のアンケート結果の分析においても落札率が100%であることは偶然だと考える。
質問3	総合評価方式の落札業者は金額ではなく評価値により決定するのか。	本案件の応札は予定価格以下の業者が1者であったため、評価値に関係なく落札候補者となったが、仮に複数の業者が予定価格以下であった場合は、金額ではなく、評価値の高い業者が落札候補者となる。
質問4	総合評価加点前の標準点が配点されていれば工事が施工できるということか。	標準点は、入札参加申込みの時点で自動的に100点を与えられることとなっており、参加申込みがあった時点で施工可能であると判断している。
質問5	落札業者の評価項目の施工能力が0点であるが施工に問題はないか。	評価項目は加点要素のため、0点であっても施工に問題は生じない。また、落札業者は本市の入札参加登録審査を経て格付されているため、現場を完成させる力は満たしていると判断しており、実際、現場の進捗は問題ないとのことである。
質問6	企業の施工能力は何を評価しているのか。	同種工事の施工実績の有無、過去3年間の本市発注の工事成績の平均点、優良工事認定の有無、ISO等の取得の有無を評価している。
質問7	3者のうち2者が予定価格超過であるが予定価格は適正であったか。	本案件は一般的な工事であり、本市が使用している積算システムの標準設計基準により算出を行っており、入札金額にばらつきがなかったため予定価格は適正であったと考える。
質問8	一般的な工事を総合評価の対象とした理由はなにか。	本市の方針により、2000万円以上の工事を10件以上発注する所属は2件以上、その他の所属は1件以上を総合評価案件として発注するよう依頼しており、当所属が発注する水道管工事は、難易度に差が生じないため、必然的に一般的な工事が総合評価対象案件となった。
質問9	総合評価対象案件とする際の条件や基準を設ける予定はあるか。	現時点で予定はないが、総合評価対象案件とする何らかの基準や条件を検討する。
審議結果	適正に処理されていることを確認した。 (改善要望事項) 発注方式を総合評価とする場合の条件や基準を設定されたい。	

抽出事案4 富士市産業交流展示場屋上防水工事

	質問	回答
質問1	入札参加者が多い理由はなにか。	本案件は、学校等の防水工事と比較して工種が少なく、1工種における施工数量も多いため施工し易い工事であったことが理由と考える。
質問2	調査基準価格未満の入札が多かった理由はなにか。	職人を自社で抱えている業者は、下請を必要とせず、経費の大幅な削減が可能であるため、低価格による入札が多かったと考える。
質問3	入札金額が突出している業者についてはどういった分析をしているか。	積算システムを使用すれば入札金額は突出しないため、業者が積算を誤ったか、入札した金額を見込まなければならぬ理由があったのではないかと推測する。
質問4	同一業者がほかの防水工事も落札しているが理由はなにか。	低入札価格調査の事情聴取において、落札業者の方針として、公共工事の請負を中心に考えているとの回答であった。
審議結果	適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案5 八王子沖田87-2-1号線管路新設工事

	質問	回答
質問1	2度不調になった理由はなにか。	本案件は、交通量の多い県道の工事であり、取付管推進工には特殊機械を使用するため、工事費が高額になることから、採算性の悪い工事であったと推測する。
質問2	入札金額にばらつきがある理由はなにか。	入札金額の一番低い業者と高い業者のアンケートの回答は、積算基準を参考に入札金額を決定したとの回答であった。本工事は取付管推進による工事費が見積部分を多く占めるため、見積徴取方法や積算誤りにより予定価格より低くなったのではないかと考える。
質問3	指名業者が多い理由はなにか。	本案件の指名業者数は、予定価格により5者以上を指名することとなっており、5者以上存在する場合は、3者追加し8者とする運用をしているが、3度目の入札であり、不調を重ねることは事業の進捗に影響することから、今回で決定したいという意味を含め、工事箇所から至近な順に8者の倍の16者選定し、16番目の業者と同等の距離の1者を加え17者とし、さらに取付管推進工の施工実績を持つ4者を追加した結果、指名業者が多くなった。
質問4	指名競争入札であるのに分野外という理由で辞退しているのはなぜか。	今回の指名業者は土木一式に参加登録のある業者から選定しているが、土木工事は、下水道、道路、河川工事等、広範囲であり、業者により得意不得意な工事は少なからずあると考えられ、指名した業者の中に偶然、専門外の業者が存在していた。
質問5	入札参加登録審査の際にどのような工事が施工可能であるか資料の提出は求めているか。	入札参加登録は、建設業法上の業種区分で判断しており、施工可能な工事の詳細までは確認していない。
質問6	不調対策は行ったか。	不調対策は行っている。不調となった案件は、原因を分析し可能であれば設計に反映し、本案件を契約締結できるよう、同種工事の施工実績がある業者を追加で指名した。
審議結果	適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案6 令和3年度 八王子沖田252-18-1号線ほか管路新設工事

	質問	回答
質問1	2回目の見積合せが1回目と比較し、低価格であった理由はなにか。	<p>低価格の見積合せについて業者に確認したところ、経費の計算方法を見直したとのことであった。</p> <p>本案件は、本体工事に付随する工事であり、本体工事を既に発注しているため、経費計算は本体工事と合算し算出するところであったが、単体で経費計算を行ったため、1回目は高くなり、2回目の見積時に計算方法の誤りに気づき、2回目は本体工事との合算により経費を計算をしたとのことであった。</p>
質問2	本案件は合併入札で発注すべきでないのか。	<p>本案件は、補助金を活用する工事であり、本体工事を発注した令和3年3月時点において、補助金決定されておらず、合併入札の発注ができなかったため、やむを得ず随意契約として発注することとなった。</p>
審議結果	適正に処理されていることを確認した。	